



人事・労務から経営を支える

# しくみ作り Letter



発行：株式会社しくみ作りプロデュース

〒231-0062 神奈川県横浜市中区桜木町 2-2 港陽ビル 4 階

TEL 045-550-3629 FAX 045-514-7560 e-mail info@shikumi-pro.jp

## トピックス 労災保険率の改定など、労災保険制度の一部改正を実施

平成 29 年 12 月、労働政策審議会は、労災保険率の改定などを含む労災保険制度の改正案について、「妥当」と答申しました。これを受けて、労災保険制度の改正は正式に決定しました。改正施行日は、平成 30 年 4 月 1 日です。

### 労災保険制度の改正概要

#### 1. 労災保険率の改定

労災保険率については、各業種の給付実績などを踏まえ、3 年ごとに改定する仕組みになっていますが、全体的に労働災害が減っていることから、全業種平均で引き下げられることになりました。今回、全業種平均で 0.02 ポイント引き下げられ「0.45%」となります。（業種別にみると、引上げ＝3 業種、据置き＝31 業種、引下げ＝20 業種）また、特別加入保険料率や労務費率も、併せて改定が行われます。



労災保険料は、企業が全額負担することになっていますが、この引下げにより、企業全体で年間約 1,311 億円の負担減になります。

#### 2. 時間外労働等改善助成金（旧・職場意識改善助成金）の改定

「時間外労働等改善助成金」は、現行の職場意識改善助成金を改称し、各コースともに拡充されます。

- ①時間外労働上限設定コース(拡充)
- ②勤務間インターバル導入コース(拡充)
- ③職場意識改善コース(拡充)
- ④団体推進(新規)



このうち、最も予算が配分されているのは、「①時間外労働上限設定コース」です。これは、時間外労働の上限設定を行う中小企業事業主を対象として、助成対象の経費（就業規則等の作成・変更費用、労務管理用機器等の導入・更新費用など）の 4 分の 3 を助成するものです。助成額には上限が設けられていますが、その上限額が最大で 200 万円まで引き上げられる予定です。（現時点では詳細未定）

#### 3. その他

家事支援従事者に係る特別加入制度の加入対象の見直し、介護（補償）給付・介護料の最高限度額・最低保障額の改定などが予定されています。

# トピックス 労働者の募集や求人申込みの制度が変更

平成 29 年の職業安定法の改正（平成 30 年 1 月施行分）により、労働者の募集や求人申込みの制度が変更されました。



## 1. 変更内容の明示を義務化

企業がハローワーク等へ求人申込みをする際や Web サイトや求人媒体等で労働者の募集を行う際に、当初明示した労働条件が変更される場合には、その変更内容の明示が義務付けられます。

場面	必要な明示
ハローワーク等への求人申込み 自社HPでの募集 求人広告の掲載等を行う際	求人票や募集要項等において、労働条件（詳細は後述のとおり）を明示
労働条件に変更があった場合、 その確定後、可能な限り速やかに	当初明示した労働条件が変更される場合は、その <b>変更内容</b> を明示 <b>&lt;今回の改正で新設&gt;</b> 注）面接等の過程で労働条件に変更があった場合、速やかに求職者に知らせなくてはなりません。
労働契約締結時	労働基準法に基づき、労働条件通知書等の書面により労働条件を通知

## 2. 明示事項

労働条件通知書等で求職者等に明示すべき事項について、次の★の事項が追加されます。

記載が必要な項目	記載例
業務内容	一般事務
契約期間	期間の定めなし
試用期間	試用期間あり(3か月) ★
就業場所	本社(●●県■■市●●町) 又は △△支社(△△県□□市△△町)
就業時間／休憩時間／休日	就業時間・・・9:00～18:00 / 休憩時間・・・12:00～13:00 休日・・・土曜・日曜・祝日・年末年始等その他会社が定める休日
時間外労働の有無	あり(月平均 20 時間程度) 裁量労働制を採用している場合は、以下のような記載が必要 ★ 例) 企画業務型裁量労働制により、○時間働いたものとみなす
賃金	月給 20 万円(ただし、試用期間中は月給 19 万円) いわゆる「固定残業代」を採用する場合は、以下の記載が必要 ★ ① 基本給××円 (②の手当を除く額) ② 固定残業手当 (時間外労働の有無に関わらず、●時間分の時間外手当として△△円を支給) ③ ●時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給
加入保険	雇用保険、労災保険、厚生年金保険、健康保険
募集者の氏名又は名称	〇〇株式会社 ★
雇用形態 (派遣労働者として雇用する場合)	派遣労働者 ★



- ・労働条件に関しては、「入社したら説明と実態が違った」ということで、使用者と労働者間で最も紛争になりやすい部分です。労働契約法等で書面による労働条件の明示は求められていますが、初回と内定時点で労働条件の内容が変更になった場合は、変更となる部分、その理由も説明しておくことで後日のトラブルの発生リスクを抑えられます。
- ・固定残業代の制度を導入している場合は、賃金の未払いの紛争に特に発展しやすくなります。「固定残業代（みなし残業代）を導入していたら割増賃金（時間外・深夜）は払わなくていい」、「労働時間を把握しなくていい」というのは誤解です。毎月の給与に含まれる固定残業代の時間数、金額の明示は特に注意しておきましょう。



## 平成 30 年度税制改正大綱を決定。所得税改革で高所得者は増税へ

政府与党（自由民主党・公明党）は、平成 29 年 12 月中旬、「平成 30 年度税制改正大綱」を決定しました。今後、この大綱に沿って、税制の改正法案が作成され、国会での審議を経て、改正が実現していくことになります。



### 平成 30 年度税制改正大綱の概要

個人所得税関係	給与所得控除、公的年金等控除を一律 10 万円引き下げ、基礎控除を 10 万円引き上げ	平成 32（2020）年分の所得税から適用
	給与所得控除の上限を年収 850 万円超で 195 万円に引き下げ	平成 32（2020）年分の所得税から適用
法人税関係	賃上げ・投資を行った企業を対象に法人税減税（所得拡大促進税制を改組し、賃上げ・投資を行った企業を対象に、賃上げ額について税額控除ができる制度とする）	平成 30（2018）年度～32（2020）年度の間に行ったものが対象
その他	国際観光旅客税（出国税）を創設	平成 31（2019）年 1 月～
	たばこ税を段階的に引き上げ	平成 30（2018）年 10 月～
	中小企業の事業承継税制を抜本拡充	平成 30（2018）年 4 月～
	年末調整の電子化	平成 32（2020）年 10 月～
	大企業の法人税などの電子申告の義務化	平成 32（2020）年度～



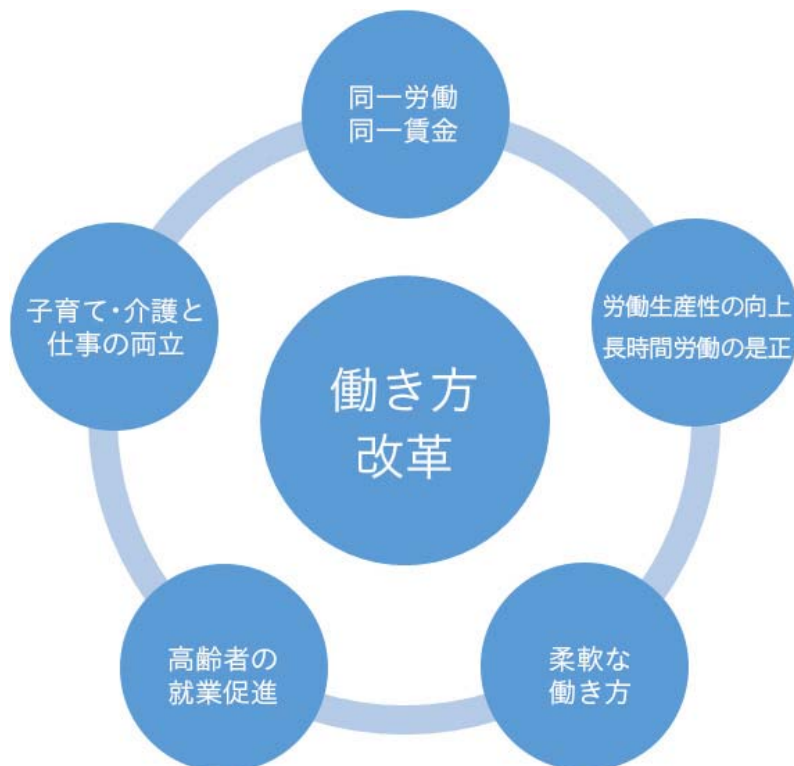
- ・焦点だった所得税改革は、結果的に年収 850 万円を超える会社員は増税となりますが、22 歳以下の子どもや介護が必要な家族がいる会社員は増税の対象外となりました。
- ・個人所得税関係の改正は、平成 32 年分の所得税から実施される予定ですが、その前年の平成 31 年 10 月からは消費税の増税（8%→10%）も予定されています。給与所得者などにとっては、厳しい増税が続くこととなります。



## 平成 30 年通常国会は「働き方改革国会」

平成 30 年 1 月 4 日、安倍内閣総理大臣が年頭記者会見を行いました。その際、「今月召集する通常国会は、働き方改革国会」と述べ、働き方改革の実行に意欲を見せました。

### 年頭記者会見などの主要コメント概要



- 働き方改革
  - ・長時間労働の上限規制を導入し、長時間労働の慣行を断ち切る。
  - ・ワーク・ライフ・バランスを確保し、誰もが働きやすい環境を整備する。
- 同一労働同一賃金の実現
  - ・正規、非正規、雇用形態にかかわらず、昇給や研修、福利厚生など、不合理な待遇差を是正することで、多様な働き方の選択を可能とする。
- 一億総活躍の社会を実現
  - ・子育て、介護など、それぞれの事情に応じた多様な働き方を可能とする。
  - ・人づくり革命や生産性革命を着実に実行し、誰もがそれぞれの状況に応じて生きがいを感じ、能力を発揮できる社会を実現する。

#### 【働き方改革関連法案の施行日について】

- ・今月、働き方改革関連法案の施行日を当初の平成 31（2019）年 4 月から 1 年ほど延期する検討に入ったというマスコミ報道が出ました。昨年 9 月に労働政策審議会の答申を得た法律案要綱は、労働基準法の改正などの主な施行期日について平成 31 年 4 月 1 日の予定のままとなっており、延期は正式な決定ではありません。（現時点で法案の具体的な中身は未定です。）

### お仕事 カレンダー 2月



2/1	● 贈与税の申告と納付の開始（～3/15）
2/13	● 一括有期事業開始届の提出（建設業） 主な対象事業：概算保険料 160 万円未満で、かつ 請負金額が 1 億 8,000 万円未満の工事 ● 1 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
2/16	● 所得税、個人住民税、個人事業税の確定申告受付開始（～3/15）
2/28	● 1 月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ● じん肺健康診断実施状況報告書の提出 ● 固定資産税（都市計画税）第 4 期分の納付（市町村の指定日まで） ● 2017 年 12 月決算法人の確定申告と納税・2018 年 6 月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）